

平成 30 年度

保育所入所のご案内



焼津市役所 こども未来部 保育・幼稚園課

〒425-8502 焼津市本町5丁目6番1号（アトレ庁舎1階）

☎（054）626-2772（保育・幼稚園課 直通）

目 次	ページ
1 はじめに	1
2 保育所とは	1
3 保育所の入所申込について	1
4 利用基準	2
5 募集対象	2
6 募集人員	2
7 保育所入所にかかる利用調整について（利用調整基準）	3
8 支給認定について	4
9 「保育料」について	5
10 「入所までの流れ」について	6
11 保育所入所後の注意事項	7
○ 異動等の届出	
○ 退所について	
○ 慣らし保育について	
○ 入所後の現況届について	
12 その他	7
保育所一覧表	8
焼津市「保育所位置図」	9
「小規模保育について」	10
「焼津市保育料一覧表」	11
「延長保育」「一時預かり」について	12
「病児保育・病後児保育」について	13
「認可外保育施設」について	14
「ファミリー・サポート・センター」について	14
保育利用希望仮申請書（記入例）	15
保育利用希望仮申請書	16



** 保育所利用をご希望の方は、16ページを取り外し、ご記入のうえ提出してください。 **

1 はじめに

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

「子ども・子育て支援新制度」では、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」及び関連する法律に基づいて、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目的としています。

この制度により、保育所の入所を希望する場合には、「保育を必要とする支給認定」を受けるための申請及び保育所利用申請が必要となり、申請に基づいて「支給認定証」が交付された方について保育所利用調整を行うこととなります。→ 支給認定証についての詳細は、4ページの【8支給認定について】をご覧ください。

2 保育所とは

0歳から小学校に入学するまでの乳幼児を持つ保護者の方が働いていたり、病気のために、日中において、その乳幼児の保育をすることができないとき（「保育を必要とする」世帯といいます。）保護者に代わって保育を行う施設です。ご家庭での保育が可能な場合は、保育所入所の対象とはなりません。→ 保育所入所にかかる事由についての詳細は、2ページの【4 利用基準】をご覧ください。

3 保育所の入所申込みについて

保育所の入所を希望される場合には、本入所案内の16ページにあります「保育利用希望仮申請書」に記入の上、下記によりご提出ください。

他市町保育所への広域入所を希望される場合には、保育・幼稚園課へご連絡ください。

（1）平成30年4月入所を希望される方

受付期間：平成29年10月2日（月）～10月16日（月）まで（土日・祝日を除く）

提出場所：保育・幼稚園課・大井川市民サービスセンター・入所を希望される保育所

「平成30年度 保育利用希望仮申請書」を提出いただいた方に、後日（11月初旬を予定）支給認定申請書兼利用申込書等の本申請書類一式を送付いたします。

＜必要書類をご用意いただき、必要書類の提出と併せて面談をさせていただきます。＞

※必要書類の提出、面談日は、別途指定させていただきます。（11月下旬～12月上旬を予定）

※上記申請書類が11月中旬になっても届かない場合は、保育・幼稚園課までお問合せください。

（2）平成30年5月以降の入所を希望される方

受付期間：平成29年10月17日（火）以降、随時受付をいたします。

提出場所：保育・幼稚園課・大井川市民サービスセンター

「保育利用希望仮申請書」提出時に、支給認定申請書兼利用申込書等の本申請書類一式をお渡ししますので、指定した期日・場所にご提出ください。

→ 詳細は、6ページ【10 入所までの流れ】をご覧ください。

4 利用基準

入所を希望する児童の保護者が次のいずれかの事由に該当し、保育を必要とすると認められる場合に、保育所を利用することができます。

- ①（家庭外労働）家庭外で月 64 時間以上の仕事をしている。
- ②（家庭内労働）昼間家庭で児童と離れて家事以外の仕事を月 64 時間以上している。
- ③（妊娠・出産）妊娠中であるか出産後間もない。 ※1
- ④（病気・障害）病気又は心身に障害がある。
- ⑤（介護・看護）同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護している。 ※2
- ⑥（災害復旧）震災、風水害、火災等の復旧に当たっている。
- ⑦（求職活動）求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている。
- ⑧（就学）学校に在籍又は職業訓練学校において職業訓練を受けている。
- ⑨（虐待・DV）虐待やDVのおそれがある。 ※3

※1 妊娠・出産…入所期間は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。

※2 介護・看護…介護を必要とする方の介護証明や診断書等を提出していただきます。ただし、同居していない親族などの介護を理由とした申請の場合はその他に必要となる書類がありますので窓口にてご相談ください。

※3 虐待・DV…公的機関などで発行した状況が把握できる証明書等が必要となります。

保育を必要とすることを証明する書類が必要な方

保育を必要とすることがわかる就労証明書、診断書その他の証明については、入所希望児童の保護者（父及び母）の書類は必須となります。その他、65歳未満の親族・同居人等全員の書類の提出をお願いしております。（義務教育中の親族等については不要）

※保育所利用調整の際、保護者の状況を確認させていただき、児童への保育の必要度を主体として選考しますが、保育所の受入可能数を越えた申し込みがあった場合、同順位の場合等は同居の親族等を含めた世帯での保育の必要度も考慮した上で判断させていただきます。

5 募集対象

おおむね生後6か月から小学校就学前の児童で平成30年度中の入所を希望する者

※事情により生後6か月より前からの保育を希望する方は、保育所（園）のクラスの状況及び児童の発育状況により預かることが可能な場合もありますのでご相談ください。

6 募集人員

在園児を除き、各保育所にて受入れ可能な人数

※希望する保育所において、受入れ可能な人数の上限に達している場合、入所の受付は行いますが、在園児の退所等により受け入れが可能になるまでの間お待ちいただくこととなります。ただし、希望園が複数ある場合については、そのうちの受け入れが可能な園について入所選考いたします。



7 保育所入所にかかる利用調整について（利用調整基準）

児童の家庭状況に基づき、保育の必要性が高いとみなされるお子さんから入所決定となります。利用調整基準については、3ページをご参照ください。

焼津市保育施設利用調整基準【利用調整申込み締切日を基準日とする】

番号	保育にあたる保護者の状況		算定指数		
	事由(類型)	細目			
①	就労 (月64時間以上就労することを常態とする場合)	居宅外労働 ・ 居宅内労働 ・ 自営(農業含む)	労働時間が1週あたり 40時間以上	10	
			労働時間が1週あたり 35時間以上40時間未満	9	
			労働時間が1週あたり 30時間以上35時間未満	8	
			労働時間が1週あたり 25時間以上30時間未満	7	
			労働時間が1週あたり 20時間以上25時間未満	6	
		労働時間が1週あたり 15時間以上20時間未満	5		
		上記以外の居宅外・居宅内・自営(農業含む)	4		
内職	1日8時間以上、月収5万円以上の就労を常態としている場合 (給料明細書(写)等の添付必要)	6			
	上記以外の内職	4			
②	求職活動 (入所後2か月後の月末まで利用可能)	就労確約書の①②④で具体的な求職活動状況が記入されている場合	4		
		就労確約書の③入所後求職予定の場合(具体的な求職活動の記入がない、就労確約書の提出がない場合を含む)	2		
③	出産	妊娠中から出産後8週間を経過する日の翌日の属する月の月末まで (申立又は医師の診断等により市が必要と認めた場合期間延長可能)	8		
④	就学・職業訓練	日中、就学・職業訓練のため、外出を常態とする場合(内定含む)(卒業・終了予定日が属する月の月末まで利用可能)	5		
⑤	疾病・ 負傷・ 障害	疾病・負傷	1か月以上入院している場合(入院期間中の利用に限る。退院後の利用は医師等の診断により必要と診断された期間)	10	
			居宅療養	1か月以上常時臥床での療養(療養期間中の利用に限る)	10
		精神性・感染性疾患(療養期間中の利用に限る)		9	
		一般療養(医師が1か月以上の安静・通院加療を要すると診断した場合)		8	
	障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	10		
身体障害者手帳3級、療育手帳B-1、精神障害者保健福祉手帳2級		8			
身体障害者手帳4級以下、療育手帳B-2・3、精神障害者保健福祉手帳3級		6			
⑥	看護・ 介護	居宅内 介護・看護	要介護3～5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	9	
			要介護1・2、身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級	7	
		上記以外	5		
	居宅外 介護・看護	入院付き添い(病院等の指示により1か月以上の付き添いが必要な場合。入院期間中の利用に限る)	9		
上記以外(要介護又は要看護が必要であると認められる場合。算定指数は居宅内介護・看護を準用)		5～9			
⑦	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	10		
⑧	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	※		
⑨	その他	上記1～8に類すると認められる場合(算定指数は上記①～⑧の指数を準用)	2～10		
調整項目	父母の 就労状況	(1)	育児休業終了等に伴う復職	2	
		(2)	父母の勤務形態が自営(農業含む)の場合(1人に対し「-1点」減算)	-1×人数	
		(3)	父母の就労につき、「内定」の状態である場合(1人に対し「-1点」減算)	-1×人数	
		(4)	父又は母の就労につき、月平均勤務日数が12日未満(週3日未満)である場合	-2	
	世帯状況	(5)	生活保護世帯の場合	5	
		(6)	父母が養育している子ども(4月1日現在18歳未満)が3人以上いる場合	1	
		(7)	母子・父子世帯	母子又は父子世帯の場合で、就労(就学・職業訓練含む)を継続中又は内定している場合	4
				母子又は父子世帯の場合で、求職中又は入所後就労を予定している場合	3
		(9)	父母の不在 (単身赴任等)	父母のどちらか一人が単身赴任、3か月以上入院などにより不在の場合	2
				死亡・離婚・行方不明・拘禁などにより父又は母が不存在の場合(戸籍謄本又は公的機関などが発行した証明等により不存在であることが明らかな場合)(1人に対し「10点」加算)	10×人数
		(11)	障害	上記⑤の事由「障害」以外の事由に該当する父母が、⑤に記載された障害に該当する場合	2
		(13)	祖父母及び同居の 親族等の状況	同居している65歳未満の親族等が、上記①から⑨と同様の状況であることが明らかでない場合	-2×人数
				同一世帯内に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業若しくは認可外保育施設における保育を受けていない又は保育の利用の申し込みをしていない小学校就学前の子どもがいる場合	-2
				市内に在住する祖父母がいない場合	1
児童状況	(15)	申込児童が障害を有し、保育を必要とする場合	※		
	(16)	既に兄弟姉妹が入所希望保育所に入所している場合(新年度選考時は、卒園予定児童を除く)	2		
	(17)	同時に2人以上の申し込みをしている場合(多胎児が同時に入所申し込みをしている場合は2点)	1		
	(18)	下の子の出産(又は育児休業取得)のため一旦退園した児童が父母の就労等により再利用を希望する場合	3		
	(19)	小規模保育事業等を卒園した場合	3		
	(20)	一時預かり又は認可外保育施設等を継続的に利用していることが常態である場合(保育が必要な状態である場合に限る)	2		
滞納	(21)	利用者負担(保育料)の滞納がある世帯で、納付対して誠意ある対応が見られない等の場合	-10		
広域入所	(22)	市外在住者(転入予定者を除く。ただし転入後の住所地が未定の場合は市外在住者とみなす)	-5		
その他	(23)	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)	※		

【備考】

- 「事由」は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条各号に規定する事由による。
- 利用指数にあたっては、①から⑨までに掲げる事由・項目のうち父母(両親がいない場合は保護者)それぞれが該当する指数を確定し、調整項目に該当がある場合は当該項目の指数を加算又は減算し、合計指数の高いものから利用の順位を決定し、保育施設に対し、利用の要請又は保育の委託をするものとする。
- 「※」については、当該子ども及び世帯の状況に応じて、保育・幼稚園課にて個別に判断する。
- 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中(就労先未定)の指数とする。
- 求職活動を理由とした入所の場合の求職期間及び入所中の離職等による求職期間は2か月以内とする。
- 育児休業で申請したが、入所できず認可外を利用し職場復帰した場合、復帰後1年後の年度末の選考まで(1)育児休業復帰と(2)認可外利用、両方を加算する。

8 支給認定について

(1) 保育を必要とする認定について（支給認定証の交付）

保育所を利用するためには、子どもの年齢、保育の必要性に応じた「認定」を受けていただく必要があります。認定がなされない場合、保育所の利用ができません。

・支給認定は、保護者の居住される市町にて行います。

他市町への転出、他市町からの転入等の際は、その都度支給認定申請が必要となります。

(他市町への転出・他市町からの転入、他市町の保育所を希望される場合には、ご相談ください。)

・認定を受けた方には、焼津市から「支給認定証」が交付されます。

認定区分
について

子どもの年齢	保育を必要とする(保育園)		保育を必要としない(幼稚園)			
	認定区分	保育の必要量	認定区分	保育の必要量		
3歳未満	3号認定	保育標準時間	/			
		保育短時間				
3歳以上	2号認定	保育標準時間			1号認定	教育標準時間
		保育短時間				

- 1 保育所を利用する場合には、保育を必要とする認定である「2号認定」又は「3号認定」を必要とします。
- 2 保育の必要量（保育時間）については、「保育標準時間」と「保育短時間」の区分に応じて保育所を利用できる時間が異なります。
- 3 私立幼稚園・認可外保育施設等を利用する場合
 焼津市内の私立幼稚園・認可外保育施設等については、「支給認定」申請を行う必要はありません。利用希望施設に直接お申込みください。(公立幼稚園は手続きが必要です)
 市外の施設等を利用される場合は、施設により支給認定手続きが必要な場合もあります。手続きが必要な場合、施設から申請の案内がありますのでお手続き願います。

(2) 保育の必要量について

保護者の就労実態等により、保育所の利用可能な時間帯が異なります。

<p><保育の必要量の区分（2つの区分）></p> <p>1 「保育標準時間」 → <u>最大11時間/日</u> (概ね1か月当たり120時間以上の就労等)</p> <p>2 「保育短時間」 → <u>最大8時間/日</u> (概ね1か月当たり120時間未満の就労等) ※上記の時間以上の利用は、「延長保育」扱いとなります。</p>	<p>【通常保育時間】 8：30～16：30 (明星保育園のみ 8：00～16：00)</p> <p>◇「保育標準時間」の方は、通常保育時間8時間の前後の時間を含めた計11時間が最大利用可能時間です。 ◇「保育短時間」の方は、上記通常保育時間のみのご利用が可能です。</p>
--	--

(3) 利用者負担（保育料）について

上記(2)の「保育標準時間」と「保育短時間」それぞれの区分の利用に応じた保育料の負担となります→ 保育料についての詳細は、5ページ【9 保育料について】及び11ページ【焼津市保育料一覧表】をご覧ください。

9 保育料について

≪保育料の算定≫ 保育料は、毎年国から示される基準額に基づき、毎年度焼津市としての保育料を決定します。保育料の算定は、保護者（父及び母）の「市町村民税」に基づいて算定します。

4月分から8月分までの保育料については「平成29年度分の市町村民税額」、9月分から3月分の保育料については「平成30年度分の市町村民税額」をもとに算出します。

※児童の養育を父母以外の方が主に行っている場合や、主たる生計者が保護者以外の場合（祖父母等）などは、その方の課税状況により算定します。

【保育料算定に必要な書類】

保育料の決定に当たっては、保護者の市町村民税額を確認するために、市の課税台帳を閲覧します。ただし、平成29年1月1日又は平成30年1月1日時点の住民票が焼津市にない方（父母の一方が該当の場合も含む）は

平成29年度・平成30年度の市町村民税の税額が確認できる書類

（「所得課税証明書」・「給与所得等に係る市民税県民税特別徴収税額の決定通知書」など）

が必要となります。

※父母の税額が不明な未申告世帯の場合、算出根拠となる課税資料がないため、児童の年齢の最高額の保育料を納めていただく場合がありますので、ご注意ください。

≪保育料の支払い≫ 「口座振替」又は「納付書払い」のいずれかでお支払いいただきます。

○ 保育料の引き落とし日（納付期限）・・・毎月末（月末が土・日・祝の場合は休み明けの平日）となります。

○ 口座振替の手続き方法・・・入所承諾書と一緒に申込書をお送りしますので、保護者名義の口座をご記入の上、金融機関にご提出ください。

★口座振替の開始日 ⇒ 金融機関でお手続きをされた翌月からとなります。

★再入所（園）・転所（園）される方 ⇒ 新規入所と同じく、改めて口座振替手続きをお願いします。

★兄弟がすでに入所中の方 ⇒ 新入所児童についても、新たに手続きが必要です。

※兄弟で別々の口座から引き落とすことはできません。

ご利用できる金融機関（手続きは、焼津市外の支店においても行えます）

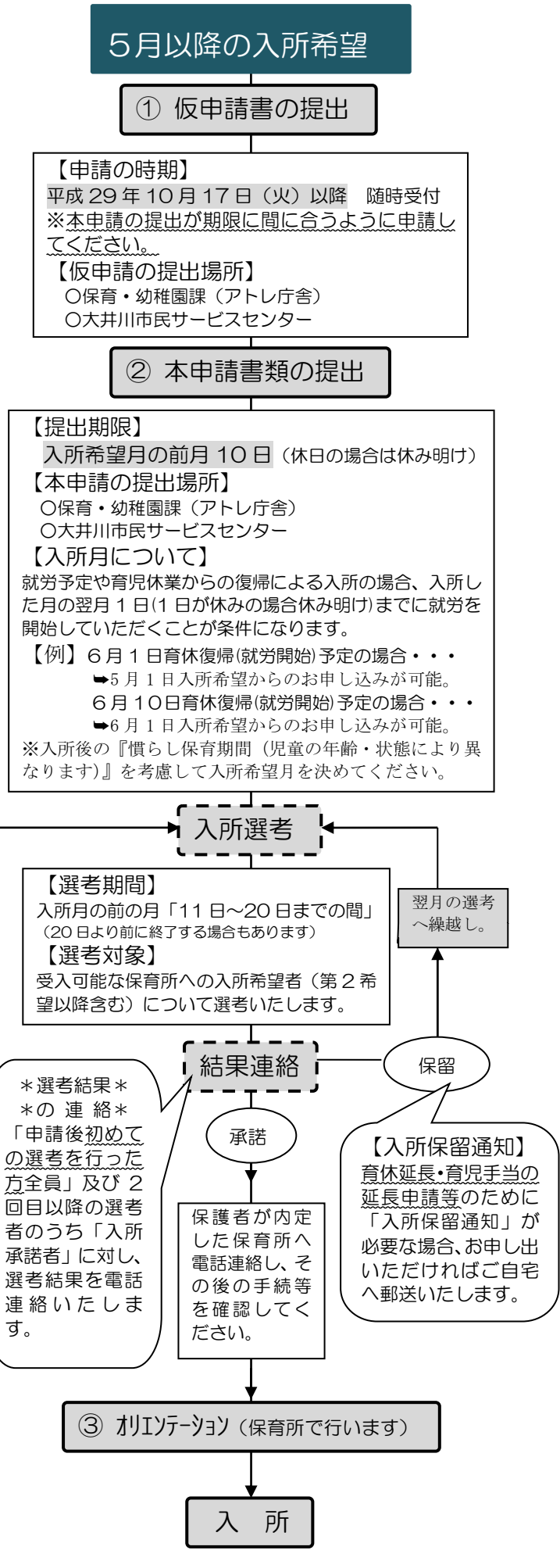
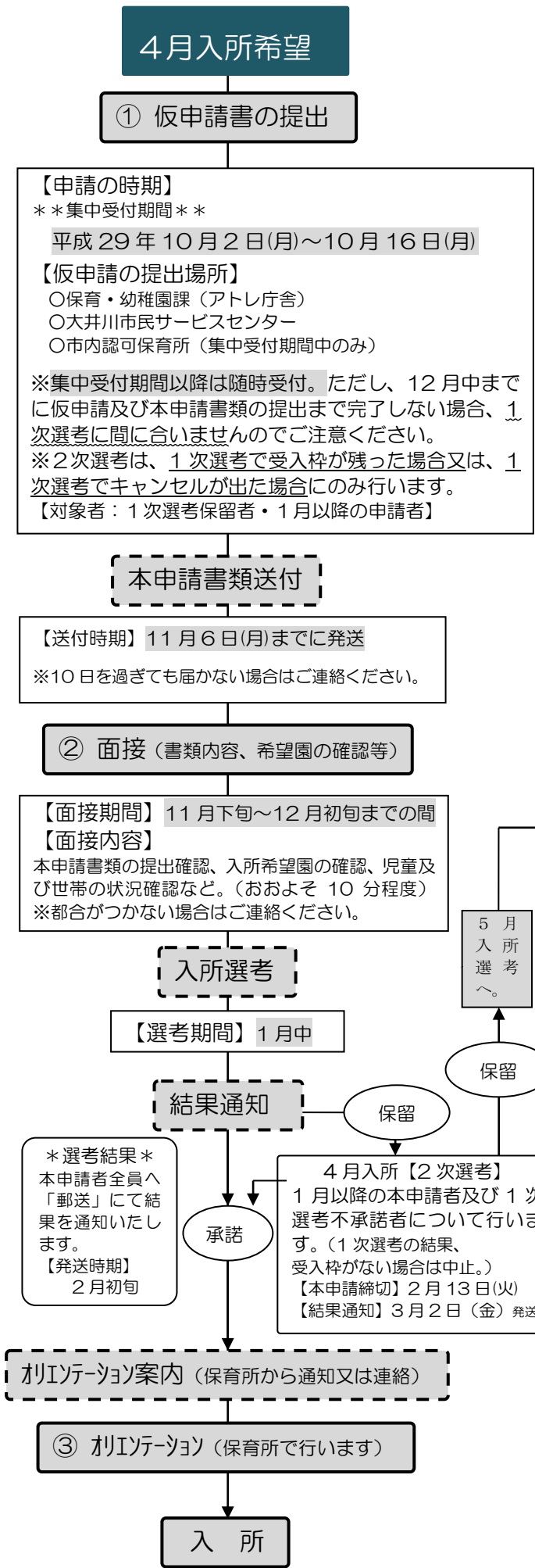
- | | | | |
|------------|------------------|-------------|----------|
| ■ 静岡銀行 | ■ 焼津信用金庫 | ■ 静岡県労働金庫 | ■ スルガ銀行 |
| ■ しずおか信用金庫 | ■ 清水銀行 | ■ 大井川農業協同組合 | ■ 島田信用金庫 |
| ■ 静岡中央銀行 | ■ 静岡県信用漁業協同組合連合会 | ■ 静清信用金庫 | ■ ゆうちょ銀行 |

ゆうちょ銀行をご希望の方へ

焼津市所定の申込書はご使用できません。お手数ですが、ゆうちょ銀行指定の用紙にてお手続きください。

振込口座番号：00830-8-960705 振込先加入者名：焼津市会計管理者 やいづしかいけいかんりしゃ

10 入所までの流れ



11 保育所入所後の注意事項

≪異動等の届出≫

就労を要件として入所している児童世帯で、母の妊娠が分かった場合や育児休業を取得した場合、住所変更や転職をされた場合など、保育・幼稚園課でその都度支給認定の申請手続きが必要な場合があります。選考後に「支給認定について」をお渡ししますのでご覧いただき、手続きの必要がある場合にはお早めにご確認のうえお手続きください。

≪退所について≫

次のような場合には、保育所へ継続して入所することができません。保育・幼稚園課および保育所に申し出ていただくとともに、すみやかに退所手続きを行ってください。

◎家庭で保育できるようになった場合（支給認定の要件に該当しなくなった場合）

〔仕事を辞めた場合〕・・退職した日から2ヶ月間は保育所に通所することができます。その間に新しい就労証明書等の「保育を必要とする証明」をご提出いただいた場合には、支給認定のお手続きをすれば入所を継続することができます。

〔出産を理由とした退職〕・・出産後8週間以降も入所を希望する場合は、改めて新規支給認定及び保育所利用申請が必要ですので申請時期にご注意いただきお手続きください。

【注意事項】 保育所の入所要件に該当しなくなったことを保育・幼稚園課に報告しないまま2ヶ月以上経過した場合、判明した時点で退所（支給認定及び保育の実施解除）していただく場合もありますのでご注意ください。

- ・現況届の際などに長期間就労していない事が判明した場合
- ・失業保険を受給している間就労していなかった

等
このような場合には、故意に報告をしなかったものと判断させていただきます。

◎育児休業を取得する場合（1年以上育児休業を取得する方）

保護者が育児休業を取得する場合は、出産後1年以内（出産したお子様のお誕生日の翌月1日まで）に復帰する場合については継続した受け入れを認めております。ただし、育児休業取得を理由に入所していた場合で、保護者が出産後1年を経過して更に自己都合により育休を延長された場合、出産したお子様のお誕生日の月末までを期限として退所していただきますのでご注意ください。（児童が5歳児クラスに在籍している等、場合により通所を許可している場合もあります。）

≪慣らし保育について≫

＊＊入所後に行います。＊＊

入所後、入所児童が保育所に慣れるまでの間は、短時間での預かり保育をお願いしております。年齢や個人差はありますが、入所当初は数時間～半日位で、その後徐々に保育時間を延長していき、おおよそ2～3週間（最長1ヶ月）で1日保育への移行を完了します。

この時期は、保護者のお迎え時間が早くなります。送迎に支障のないようご協力お願いいたします。詳細は各保育所で異なりますので、入所内定（または希望）保育所にお問い合わせください。

≪入所後の現況届について≫

＊＊毎年度行います＊＊

入所後は、『保育を必要とする基準』を満たしていれば小学校就学前まで入所することができます。毎年「現況届」をご提出いただき、児童の世帯について基準を満たしているかどうか確認を行います。基準を満たさないことが判明した場合、退所していただくこととなります。

12 その他

焼津市では、毎月受入可能な範囲での児童の受け入れを行っています。

受入可能数に対し申し込み多数の場合は利用調整（選考）を行っており、その結果入所できない場合があります。また、保育所の受け入れの上限に達した場合、申請は受け付けいたしますが、利用調整（選考）出来るまで空き待ち（待機）となる場合があります。入所が保留となった場合も仕事の都合により子どもの預け入れが必要な場合は、一時預かりを行っている認可保育所での預け入れや認可外保育施設への入所、そのほか幼稚園への入園等ご検討いただく場合がありますのでご了承ください。



◎ 焼津市 こども未来部 保育・幼稚園課

8:30～17:15（平日のみ） ☎（054）626-2772

（入所に関するお問い合わせや入所申請書の受け付けを行なっています。）

◎ 大井川市民サービスセンター

8:30～17:15（平日のみ） ☎（054）662-0547

（入所申請書の配布および受付事務のみ行っています。）